Session 6 宗教裁判所 - 非世俗的司法システムにおける離婚と監護 (概要) イスラエルにおける家族法 - 2 つの裁判所の物語

Edwin Freedman

イスラエルは、民主国家の中で、家族法に関しては、ユニークな位置を占める。女性の権利や同性カップルについて進歩的立場を取りながら、離婚や子の監護について、古い宗教的アプローチをとっている。

イスラエルには、「民事婚」(civil marriage)の規定はない。婚姻はすべて宗教的に認められる形で執り行われなければならない。いかなる宗教的集団にも属しない者は、イスラエルでは婚姻できない。また、多くの宗教が他の宗教の信者との婚姻を認めないのと同様、異なる宗教の信者同士の婚姻はイスラエルにはない。

宗教婚を拒否する者たちが、キプロスへの婚姻旅行のブームを創り出した。イスラエルの最高裁により、婚姻の儀式により認められる外国の婚姻は、イスラエルにおいても、内務省により法的な婚姻として承認されなければならない。しかし、人口登録での婚姻は、教会に婚姻の承認を義務づけるわけではない。したがって、このようなカップルは、離婚をしなくても、違う者を配偶者として教会での婚姻をすることができる。宗教裁判所は、民事婚を当初から無効と解しているから、宗教法上、当事者は婚姻したとは考えられていないためである。

しかし、このことは多くの混乱を招いている。

離婚命令は、宗教裁判所の専属管轄となっている。圧倒的多くはユダヤ教とイスラム教である。宗教的集団に属しない者は、離婚のために外国に行く必要はなく、家庭裁判所で離婚をすることができる。

離婚命令以外の他の関連事項である子の監護、婚姻費用、養育費、財産分与等は、宗教 裁判所と家庭裁判所とがともに管轄権を有し、先に申立てがなされたほうに決まる。

一般的に、宗教裁判所は夫に有利であり、民事裁判所は、妻の請求に対応する傾向がある。それぞれの宗教裁判所に上訴制度があり、最高の宗教裁判所がその宗教法の最終解釈をすることとなる。

しかし、イスラエルの最高裁判所は、衡平裁判所として、宗教裁判所の決定について も、管轄違背であるとか、適正手続の基本的権利を侵害したといった理由で監督すること になる。